

募集



表彰します 男女共同参画推進事業者

彦根市では、県内の他市町村に先がけて、「男女共同参画を推進する彦根市条例」を施行しています。この条例では、女性の能力活用や、仕事と家庭の両立支援など、男女が共同して参画できる環境づくりに積極的に取り組んでいる事業者の中から、特に優れた事業者を表彰することとしています。

表彰の対象 市内の事業者（事業活動を行う個人、法人、非営利団体および自治会、PTAなど各種団体などで、国、地方公共団体は除く。）で、次のいずれかに該当するもの

- ① 女性の能力活用や職域拡大のため、積極的な取り組みを行っている事業者
- ② 家庭生活とその他の活動との両立を支援するため、法を上回る処遇を行うなど独自の制度があり、その制度を活用している事業者
- ③ その他、男女が共同して参画することのできる職場、地域づくりに積極的に取り組んでいる事業者

応募期限 2月15日(火)(必着)

応募方法・問い合わせ先 応募用紙（男女共同参画課（市役所3階）支所・各出張所、男女共同参画センターウイズ、各地区公民館、彦根市ホームページ<http://www.city.hikone.shiga.jp/>にあります）に記入し、同課（〒522-8501）

☎ ②1411番内線361番 FAX ②1398番入